

市制施行住民説明会の開催結果をお知らせします

問合せ先 市制施行準備室(内線255)

5月15日(土)から6月5日(土)にかけて全7回にわたり、なぜ市制に移行するのか、移行によって何が変わり、何が変わらないのか、必要な手続きは何か、などについて説明を行い、多くの方々に参加していただきました。説明会で実施したアンケート結果や主な質問に対する町の考え方をお知らせします。



参加者数

開催日時	開催場所	対象者	参加者数
5月15日(土)	北小学校体育館	北小学校区に住んでいる人	109人
5月16日(日)	市が洞小学校多目的室	市が洞小学校区に住んでいる人	96人
5月22日(土)	福祉の家2階集会室	前熊・大草・北熊地区に住んでいる人	97人
5月23日(日)	長久手小学校体育館	岩作地区(長小・東小校区)に住んでいる人	71人
5月29日(土)	西小学校体育館	西小学校区に住んでいる人	95人
5月30日(日)	長久手小学校体育館	長湫地区(長小校区)に住んでいる人	68人
6月 5日(土)	南小学校体育館	南小学校区に住んでいる人	95人
計			631人

説明会次第

1 町長あいさつ

2 説明

(1)町の現状

(2)市制施行の理由

(3)市になると変わること

①福祉に関すること

②税負担に関すること

③生産緑地に関すること

④住所表示に関すること

(4)市制移行準備について

①必要な手続き

②移行経費

3 質疑応答

4 参加者アンケート

説明会では、町長から町の沿革、現状や将来像をふまえた市制施行への経緯と展望を含めたあいさつの後、担当職員から市制施行の理由や市になると変わることなどについて説明しました。その後、出席者のみなさんとの質疑応答を行いました。

市制施行への経緯と展望(町長あいさつ要旨)

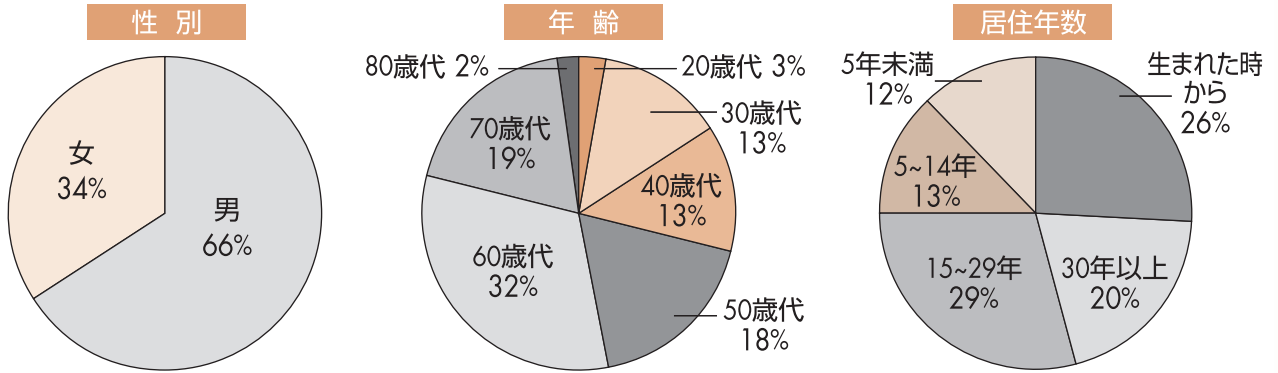
- 長久手町は、1906(明治39)年に3つの村が合併して現在の「長久手村」となり、1971(昭和46)年に町制施行し、これまで一度も行政区域を変えることなく発展してきました。
- 最近では、国際博覧会が開催され、それを機に都市的整備が進み、都市的機能として必要不可欠な鉄道についてもモリニモが整備されました。
- 国においては政権が交代し、「地域主権型地方分権」の言葉のとおり、地域のことは地域で解決しなければならなくなり、地域に力がないと今までのサービス水準を維持できなくなる時代になってきました。
- 長久手町は10年間にわたり地方交付税を受けておらず、健全財政を維持しています。
- このように、基礎的自治体としての体制を強化して市に移行することは時代の流れであり、幸いにも長久手にはステップアップする条件が整ってきました。
- 21世紀に輝くコンパクトシティを作るため、ぜひ市制に移行して積極的な行政の展開を図っていきたくと考えています。

参加者アンケート結果

1 回答者 538人 (回収率85%)

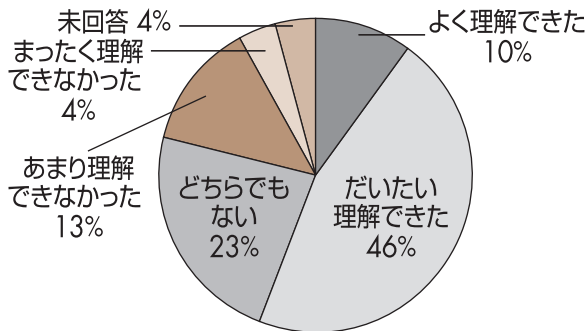
2 回答者の属性

回答者の状況は、性別では男性が約3分の2で、年齢別では50歳以上が約3分の2、居住年数別では15年以上町内に住んでいる人が3分の2以上を占めています。



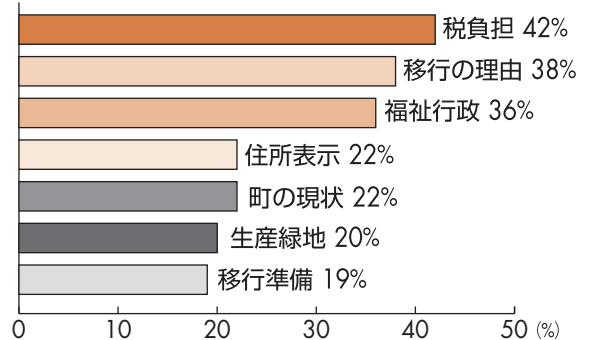
3 説明会の内容はどの程度理解できたか (1つに回答)

「よく理解できた」「だいたい理解できた」が56%で、「あまり理解できなかった」「まったく理解できなかった」が17%でした。



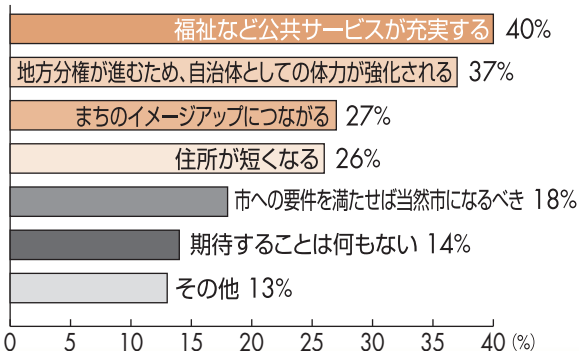
4 興味深かった説明内容はどれか (複数回答可)

「税負担」「市制移行の理由」「福祉行政」の順に多く、いずれも全回答者の40%前後が興味深かったと回答しています。



5 市への移行に期待することは何か (複数回答可)

「福祉など公共サービスが充実する」「地方分権が進むため、自治体としての体力が強化される」の順でそれぞれ全回答者の40%前後、「まちのイメージアップにつながる」「住所表示が短くなる」がそれぞれ25%前後、「期待することは何もない」が14%でした。



6 主な自由意見の種別

参加者アンケートの最後に、市制移行に関する自由意見欄を設けたところ、様々な意見をいただきました。ここでは、何に関する意見が寄せられたかを紹介します。

- ・住民意識調査や民意の反映に関する意見
- ・メリット・デメリットに関する意見
- ・市制移行の賛成に関する意見
- ・市に移行した後の財政負担に関する意見
- ・税負担に関する意見
- ・市制移行の反対に関する意見
- ・合併に関する意見



主な質問と町の考え方

全7回の説明会でいただいた主な質問と町の考えを紹介します。

Q なぜ、今市制移行なのですか

A 平成18年度の住民意識調査では、当時は合併議論があり合併を前提に尋ねたところ、「合併」と回答した人は少なく、「町制のまま」、「市に移行すべき」と回答した人が半分以上を占めました。その後、推計人口が平成20年4月末に5万人を超えたため、市に移行する手順として、平成21年11月に準備室を立ち上げ、市制移行に関する説明会を開催しています。

Q 住民アンケートの実施を予定していますか

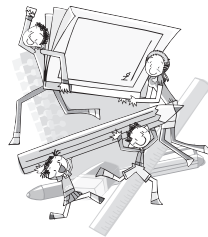
A 現在のところ実施は予定していません。町としては、市への移行に関する必要な情報を提供していくことが重要で、市制移行に対する住民のみなさんに理解を深めてもらう段階であると考えています。説明会後も、引き続き自治会など小さな単位でも要望があれば、出向いて説明します。

Q 具体的な市制の移行時期はいつですか

A 現在のところ、平成23年度中に移行できればと考えていますが、今年の10月に行われる国勢調査による人口速報値が出ないと国や県との協議が進められません。この速報値の発表時期が示されていないことから、スケジュールは未定ですが、順調に進めば、最短で平成23年度中に移行できるものと考えています。

Q 名古屋市や近隣市との合併の選択肢は考えなかったのですか

A 平成16年当時、名古屋市との合併協議会の設置を求める署名により、名古屋市に合併協議会設置の申し入れをしましたが、同市からはこの要望を市議会に上程しないとの回答がされました。一方、近隣市との合併機運も盛り上がりなかったことから、合併の議論はその段階で一段落したと判断しています。



Q 権限移譲でさまざまな事務を引き受けて行政サービスの低下を招きませんか

A 説明会で示したものは、地方分権改革推進委員会の第1次勧告で、これは今後国が権限を移譲していきたいという方針であり、一度にこれらの事務が移譲されるものではありません。現在、市に移行することで、確実に県から権限が移譲される事務は、福祉事務所の設置に伴うものだけです。

Q 市制移行に伴うデメリットはどのようなことが想定されますか

A デメリットについては、例えば、住所表示については、住所が短くなって便利になると感じる人もいれば、住所変更が面倒と感じる人もいます。また、生活保護を直接行うようになることで、町としてはきめ細やかな福祉サービスが充実すると考えていますが、こうしたサービスはすべての住民が享受できるわけではなく、直接受けられない人にとっては、逆にこれらの行政支出が増えることがデメリットと感じる人もいます。メリット・デメリットは、人それぞれの置かれた状況によりさまざまな判断が行われるため、一概には申し上げられないものと考えます。

Q 地方分権への対応や福祉サービスの向上などの説明以外でのメリットはありますか

A 例えば、企業にとっては、イメージが上がる、求人にも好影響があるなど、町全体のイメージアップにつながるメリットが考えられます。また、行政にとっても、県との調整がスムーズになる、情報量が格段に増える、県への要望もしやすくなる、などのメリットが考えられます。

Q 市制移行に伴う必要経費や人件費の増加により、税負担は増えることはありませんか

A 市に移行することにより、一時的な経費が必要になるとともに、福祉事業などの職員が2~3人必要になります。しかしながら、これらによる経費の増加があっても、町全体の財政上の影響はないものと考えています。また、こうしたことに伴い、個人の税負担が増えることはありません。

Q 市に移行したら、職員の給料や市長の給料、市議会議員の報酬は増えるのですか

A 職員の給料は、市に移行したからといって変わるものではありません。また、市長の給料、市議会議員の報酬は「長久手町特別職報酬等審議会」で審議され、議会の議決を経て決定しますので、市制と報酬とは直結しません。

Q 市に移行すると、議会議員の定数はどうなりますか

A 地方自治法では、町議会議員における議員定数の上限を26人と定めていますが、長久手町では定数を下げた条例で20人と定めています。市になると法の上限は30人となりますが、実際の定数は議会の中で検討されます。

Q 市に移行すると職員はどのくらい増えるのですか

A 職員数は、市に移行すると福祉事務所の事務が自動的に県から移譲されるため、専門の職員が2～3名確実に増えることとなります。

Q 市の名称や住所表示について、住民の意見を聞いた方がよいのではないですか

A 住民や団体の代表で組織する外部機関で議論する旨を説明しましたが、それとは別にタイミングをみて地域のみなさんと相談していきたいと考えています。



お知らせ

- 自治会や町内会単位で市制の説明を希望する場合、市制施行準備室に問い合わせてください。(内線255)
- 今回の説明会における資料、各会場におけるみなさんからの意見や町の考え方、参加者アンケートなどの詳細については、町ホームページで公開しています。また、自治会の回覧でもお知らせしています。
- 今後、「長久手町市制施行名称等検討委員会」を設置し、市の名称、市制施行の時期、住所表示の方法について協議します。これらの協議内容や市制に関するコラム記事を、引き続き広報紙や町ホームページでお知らせしていきます。
- 市制に関するご意見やお問い合わせがありましたら、町ホームページ内の「ご意見、お問い合わせ」や役場、文化の家、福祉の家、中央図書館、杵ヶ池体育館に設置の「町政ご意見箱」を利用してください。(内線564)

Q まずは地域それぞれの課題を解決してから市に移行すべきではないですか

A 町であっても市になっても、街路灯の充実、交番の設置、Nーバスの充実、狭あい道路の解消、未給水地への水道整備など、地域の課題は、行政として解決していかなければならないものであると認識しておりますので、引き続き対応していきます。

Q 税負担について、市街化区域の農地のみ影響があるとのことですが、税額は上がるのですか

A 長湫西部、東部、中部の区画整理地内の農地は影響が少ないと思われます。しかし、それ以外の地区では条件が異なるため、一概には申し上げられません。個々の土地で確認してください。

Q 長湫中部の土地区画整理地内では、換地処分時と市制時それぞれで住所変更しなければならないのですか

A 長湫中部土地区画整理地内では今年の10月に換地処分の予定があるため、手続き上2度の住所変更はやむを得ないのでご理解ください。

Q 生産緑地制度の詳しい内容は、今後どのように案内していくのですか

A 生産緑地の細かな運用ルールについては検討中です。方針が決まり次第、市街化区域内に農地を所有している人を対象に説明会の開催を検討しています。併せて、生産緑地制度に関するパンフレットも作成していきたいと考えています。

Q 説明会は今回しか開催しないのですか

A 今後、自治会単位で要望があれば直接出向いて行いたいと考えています。

